

加古川市と大塚製薬株式会社との包括連携協定について

1 目的

加古川市と大塚製薬株式会社が、相互に連携・協力し、双方資源を有効に活用した健康の保持・増進や安全・安心の確保等に向けた取組を推進することにより、市民サービスの向上と健康的な生活の実現を図る。

2 連携・協力事項

- (1) 健康保持・増進に関する事項
- (2) 食育に関する事項
- (3) 地域の安全・安心に関する事項
- (4) スポーツ振興に関する事項
- (5) その他、本協定の目的を達成するために両者が協議し、必要と認める事項

3 協定締結日

令和3年5月28日（金）

4 今後の展開

「健康の保持・増進」に関する取組として、大塚製薬の知見を活用した職員向けの講座開催に向けて協議中である。その他の連携事項についても、情報交換と協議を進める。

【案】

加古川市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書

加古川市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、加古川市民の健康の保持・増進や安全・安心の確保等に取り組み、市民サービスの向上と健康的な生活の実現を目指すため、次のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互に連携・協力し、双方の資源を有効に活用した健康の保持・増進や安全・安心の確保等に向けた取組を推進することにより、市民サービスの向上と健康的な生活の実現を目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 健康保持・増進に関する事項
- (2) 食育に関する事項
- (3) 地域の安全・安心に関する事項
- (4) スポーツ振興に関する事項
- (5) その他、本協定の目的を達成するために両者が協議し、必要と認める事項

2 前項の連携及び協力を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議のうえ、別途定める。

（連携・協力の窓口等）

第3条 甲及び乙は、この協定の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じて協議又は意見交換を実施するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携及び協力の検討及び実施により得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も存続するものとする。前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙のいずれからも本協定に関し特段の意思表示がないときは、さらに1年間更新し、以後も同様とする。

【案】

(変更及び解除)

第6条 甲及び乙が本協定の内容変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議のうえ、本協定の変更又は解除をおこなうものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

甲 加古川市加古川町北在家2000
加古川市
加古川市長 岡田 康裕

乙 大阪市北区中之島6丁目2番40号 中之島インテス14階
大塚製薬株式会社
ニュートラシューティカルズ事業部 大阪支店
支店長 吉田 卓史